

問い合わせ先：

公益財団法人日本医療機能評価機構

担当：坂口、横田

Tel 03 (5217) 0252

## 公益財団法人日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

### 医療事故情報収集等事業 医療安全情報（No. 188）の公表について

本財団医療事故防止事業部では、平成 16 年度より医療事故情報およびヒヤリ・ハット事例の収集・分析等を行う医療事故情報収集等事業を実施しています。

同事業では、特に周知すべき内容として医療安全情報を作成し、事業参加医療機関等に対しファックス等により提供するとともに、ホームページに掲載しています。

7 月 15 日（金）に、医療安全情報（No. 188）を提供しましたのでご案内いたします。

詳細は、本事業のホームページをご覧ください。

[https://www.med-safe.jp/pdf/med-safe\\_188.pdf](https://www.med-safe.jp/pdf/med-safe_188.pdf)

以上

医療事故情報収集等事業

# 医療 安全情報

No.188 2022年7月

## 下肢閉塞性動脈硬化症の患者の 弾性ストッキングの着用

下肢閉塞性動脈硬化症の患者に弾性ストッキングを着用させた事例が7件報告されています(集計期間:2018年1月1日~2022年5月31日)。そのうち6件は、着用後に下肢に虚血症状を生じています。この情報は、[第48回報告書「個別のテーマの検討状況」](#)で取り上げた内容をもとに作成しました。

**下肢閉塞性動脈硬化症(ASO)の患者に弾性ストッキングを着用させ、影響があった事例が報告されています。**

### 弾性ストッキングを着用させた主な背景

|             |  |
|-------------|--|
| 患者のASOの把握不足 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師・看護師は診療録を確認しておらず、患者がASOであることを把握していなかった</li> </ul>   |
| 知識不足        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師・看護師は、ASOの患者が弾性ストッキングを着用することのリスクを知らなかった</li> <li>・ 看護師は、ASOの患者に弾性ストッキングの着用が禁忌であるという知識がなかった</li> </ul> |
| 着用の可否の未検討   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師・看護師は、弾性ストッキングの着用の可否を検討していなかった</li> <li>・ 看護師は、術前は弾性ストッキングを着用させると考えていた</li> </ul>                     |

◆弾性ストッキングの種類により、添付文書の【警告】や【禁忌・禁止】の記載内容が異なることがあります。

# 下肢閉塞性動脈硬化症の患者の弾性ストッキングの着用

## 事例 1

初療を担当した救急科の医師は、救急搬送された患者にASOがあることを把握し、診療録に記載した。入院後、消化器科の主治医は初療時の診療録を確認しておらず、弾性ストッキングの着用を指示した。看護師も、初療時の診療録を確認しておらず、患者に弾性ストッキングを着用させた。3日後、患者が足の痛みを訴え、確認したところ足趾の付け根に発赤を認めた。

## 事例 2

内科主治医は、患者に左下肢深部静脈血栓症を認めたため循環器科にコンサルトした。その際、患者がASOであることを伝えなかった。循環器科医師は、弾性ストッキングを着用させるよう回答した。主治医・看護師は、ASOの患者が弾性ストッキングを着用することのリスクを知らず、着用させた。4日後、看護師が患者の左下肢の皮膚が暗赤色となっていることに気付いた。

### 事例が発生した医療機関の取り組み

- ・医師・看護師は、患者に弾性ストッキングを着用させる前にASOの既往がないか確認する。
- ・医師・看護師は、弾性ストッキングの添付文書の【警告】【禁忌・禁止】を確認し、着用の可否を検討する。

上記は一例です。自施設に合った取り組みを検討してください。

### 取り組みのポイント

- ・弾性ストッキングの適応基準や注意点を明確にして周知する。

(総合評価部会)

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会委員の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。

本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。 <https://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<https://www.med-safe.jp/>